

福岡県病院内保育所運営費補助金

【目的】

この補助金は、病院及び診療所（国立、自治体立を除く）に従事する職員（以下「医療従事者」という。）のために保育施設を運営する事業について助成し、医療従事者の離職防止及び再就業の促進を目的とする。

【補助対象】

補助対象施設は、下記に掲げる病院内保育施設の種別に該当し、12か月運営し（1か月の開所日はおおむね15日以上）、かつ保育料として児童1人当たり平均月額10,000円以上を徴収している施設とする。

【補助基準】 *補助単価：180,800円

種別	保育児童数	保育士等数	保育時間	補助基準額（*1）
A型特例	4人未満	2人以上	8時間以上	1人×180,800円×12か月－保育料収入相当額（*2）
A型	4人以上	2人以上	8時間以上	2人×180,800円×12か月－保育料収入相当額
B型	10人以上	4人以上	10時間以上	4人×180,800円×12か月－保育料収入相当額
B型特例	30人以上	10人以上	10時間以上	6人×180,800円×12か月－保育料収入相当額

【補助額】

$$[\text{補助基準額} \times \text{調整率} (*3) + \text{加算額} (*4)] \times 2 / 3$$

なお、補助額については、予算の範囲内において交付するものとされており、上記補助額に、別途、県で定める調整率を乗じた金額を交付している。

*1：補助基準額：保育士数(1、2、4、6名)×補助単価180,800円×12か月－保育料収入相当額

*2：保育料収入相当額：保育児童数（申請年度の4月1日時点）×単価24,000円×12か月

↓

（上限人数 A型特例：1人 A型：4人 B型：10人 B型特例：18人）

*3：調整率：負担能力指数（前年度等病院余剰金／当該年度保育施設必要経費）に応じて決定する。

ただし、病院内保育施設設置後3か年を経過していない施設にあっては適用しない。

負担能力指数	5未満	5以上20未満	20以上
調整率	1.0	0.8	0.6

*4：加算額：24時間保育を行っている施設 補助単価23,410円×運営日数
 病児等保育を行っている施設 補助単価187,560円×運営月数
 児童保育を行っている施設 補助単価10,670円×運営日数
 休日保育を行っている施設 補助単価11,630円×運営日数